

平成29年 3 月13日

長野市長 加藤 久雄 様

長野市行政不服審査会
会長

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

個人市県民税の賦課処分に係る審査請求について（平成28年度諮問第1号）

諮問番号 平成28年度諮問第1号

答申番号 平成28年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

長野市長が平成28年度市民税・県民税税額決定納税通知書により審査請求人に行った市民税及び県民税の賦課処分（以下「本件処分」という。）に対して審査請求人が平成28年8月30日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、平成27年にいわゆる「ふるさと納税」として415,000円の寄附をしたところ、長野市長は、本件処分に係る税額の計算において寄附金税額控除額を244,332円（県民税分97,733円、市民税分146,599円）として税額を決定した。

長野市ホームページ及び総務省ホームページでは、「ふるさと納税」で寄附した額のうち2,000円を超える額は所得税及び個人住民税から全額控除される旨記載されているのであるから、平成28年度分の市民税及び県民税の税額については、「ふるさと納税」により支出した額（415,000円）から2,000円を控除した額（以下「寄附金控除対象額」という。）である413,000円から所得税の控除額145,300円を差し引いた残額の267,700円が寄附金税額控除額として平成28年度の市民税及び県民税から控除されるべきである。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に係る寄附金税額控除額の計算を含む平成28年度の市民税及び県民税の税額の計算の過程に誤りがないか確認を行ったところ、本件処分は、地方税法並びに長野県県税条例及び長野市市税条例の規定に従い、適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

(2) 「ふるさと納税」の制度においては、寄附金控除対象額のうち10%を道府県民税基本控除額と市町村民税基本控除額で控除し、寄附金控除対象額のうち90%を所得税の所得控除と個人住民税の寄附金税額控除（特例分）で控除する

制度設計となっている。所得税の所得控除と個人住民税の寄附金税額控除（特例分）は、それぞれ所得税及び個人住民税における課税総所得金額に応じた控除がされることとなるが、所得税における寄附金控除は所得控除方式であり、住民税における寄附金控除は税額控除方式であるため、それぞれの課税総所得金額に差異が生じることとなる。本件審査請求に係る税額の計算においては、所得税率の決定に当たっては課税総所得金額が900万円を超え 1,800万円以下の金額の区分に定める 100分の33.693の税率が、寄附金税額控除（特例分）の控除割合の決定に当たっては課税総所得金額が1,800万円を超え 4,000万円以下の金額の区分に定める 100分の49.160の割合がそれぞれ適用されたため、寄附金控除対象額の全額が控除されないこととなったものである。

- (3) 長野市ホームページ等に記載のとおり寄附金控除対象額から所得税における控除額の残額を市民税及び県民税から控除すべきであるとの主張については、個人住民税は地方税法並びに長野県県税条例及び長野市市税条例の規定に従って課税するものであり、長野市ホームページ等において、全額が控除されない場合について必要な注意喚起もされているところであるので、長野市ホームページ等の記事が本件処分を不当な処分とするものではない。

第4 調査審議の経過

平成29年2月20日 審査庁からの諮問受理

平成29年2月23日 第1回審議

平成29年3月13日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は適正に行われたものと認められる。

- 2 審査会の判断について

個人住民税の賦課処分については、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができることとされており（同法第2条）、また、地方税の課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、条例によらなければならないこととされている（同法第3条）が、本件について見ると、同法並びに長野県県税条例及び長野市市税条例の規定に照らし、平成28年度の市民税及び県民税の賦課処分について違法な点は存在しない。

なお、審査請求人は、長野市ホームページ等で寄附金控除対象額の全額が所得税及び個人住民税から控除される旨記載があるのだから、当該記載のとおり、寄附金控除対象額から所得税における控除額を差し引いた残額を市民税及び県民税に係る寄附金税額控除額とすべきである旨主張するが、長野市ホームページ等において寄附金控除対象額の全額が所得税及び個人住民税から控除されない場合があることについての注意喚起がされており、また、寄附金税額控除の算定に行政庁の裁量の余地がないことは法令上明らかであるため、本件賦課処分が適法

である以上、審査請求人の主張は失当というべきである。

その他本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査請求人の主張に理由がないものと認められるので、本件審査請求は、棄却されるべきである。

長野市行政不服審査会

委員 龍口 基樹

委員 新木 淳彦

委員 野口 暢子

委員 藤田 彰

委員 堀 英世